

公益社団法人世田谷法人会 利益相反取引管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人世田谷法人会（以下「この法人」という。）における役員等の利益相反行為及び取引を適切に管理し、法人の公益性と透明性を確保するとともに、ガバナンスの強化を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「利益相反取引」とは、一般法人法第84条及び同法第92条に定める、理事が法人と自己または第三者のために行う取引その他法人の利益と相反するおそれのある取引をいう。

(利益相反取引の事前承認と事後報告)

第3条 利益相反取引を行おうとする役員等は、理事会に対し、以下の取引に関する情報を開示して事前に承認を受けなければならない。

- (1) 取引の内容
- (2) 取引の相手方
- (3) 取引の種類、数量、価格、取引期間等の当該取引に関わる重要な事実
- (4) 役員等が取得する利益の内容
- (5) その他理事会が必要と認める事項

2 理事会において、当該利害関係を有する役員等は、前項に規定する承認決議において議決権を行使することができない。

3 理事会の事前承認を受けた利益相反取引について、当該役員等は、その取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

4 前各項にかかわらず、1取引あたり10万円未満の対価による取引（以下「軽微取引」という。）は、重要性の観点から、原則として、第1項に規定する事前承認を要せず、その取引後遅滞なく理事会においてその取引についての重要な事実の報告を行うものとする。

5 前項にかかわらず、法人の公益性及び公正性を損なうおそれがあると理事会が判断した軽微取引については、第1項に規定する事前承認及び第3項に規定する事後報告または第4条に規定する事後承認を必要とする。

(利益相反取引の事後承認)

第4条 利益相反取引について、やむを得ない事情により事前承認が受けられなかった場合には、当該利害関係を有する役員等は、その取引後速やかに理事会に報告し、理事会は事後承認の可否を決議する。

2 理事会において、当該利害関係を有する役員等は、前項に規定する承認決議におい

て議決権を行使することができない。

(記録および監査)

第5条 理事会は承認、事後報告及び事後承認の記録を作成し、監事はその運用状況を監査する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、この法人の理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 本規程は、令和7年12月12日から施行する。